

■ 本書について

昭和以前に製作された自動車を対象とした自動車検査ハンドブックです

本書は、自動車整備士及び自動車検査員の方を対象に、昭和以前に製作された三輪自動車及び四輪以上の自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和5年2月16日施行の第48次改正までを収録しています。このため、審査規程第49次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正概要を掲載すると共に、随時改訂版を発行していく予定です。



〔除外自動車〕

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。ご注意ください。

1. 高圧ガスを燃料とする自動車
2. ガス運送容器を備える自動車
3. 火薬類もしくは危険物を運送する自動車
4. 緊急自動車及び道路維持作業用自動車
5. カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車
6. 最高速度 20km/h 未満の自動車
7. 大型特殊自動車
8. 牽引自動車及び被牽引自動車（幅 0.8m 以下の牽引自動車を含む）
9. 電力により作動する原動機を有する自動車（内燃機関からの改造車両も含む）
10. 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車
11. 運転者席が車室内にない自動車
12. ポールトレーラ
13. 緊急自動車

〔原文の書換について〕

原文から本書の対象外となる大型特殊自動車、牽引自動車及び被牽引自動車などの文言を削除すると共に、自動車の製作年月日により異なる基準（適用関係の整理）を※印で表記しています。

《審査規程原文（7-91 方向指示器）》

7-91-14 従前規定の適用⑩

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

7-91-14-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

- ①自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。

ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にならぬもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。②

- ②自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。②

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。②

①本書の対象とする昭和の規定から抜粋

②本書の対象外車両であるため削除

《本書》

■装備要件

- ◎自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

◇前後 30m

- ①自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。

◇後面の両側

- ②自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、この限りでない。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車であって、長さ 6 m 以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。③

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、この限りでない。

※昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、この②の基準は適用しない。③

◇両側面

- ③自動車の両側面には、方向指示器を備えること。

ただし、大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く。

③適用関係の整理（自動車の製作年月日により基準が異なる場合）は※印で表記

目次

第1章 総則

| | |
|---------------------|----|
| 1 用語の定義 [第1条/1-3] | 9 |
| 2 燃料の規格 [第1条の2/1-5] | 41 |

第2章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 自動車の検査について | 43 |
| 2 自動車部品を装着した場合の取扱い [通達] | 44 |
| 3 不適切な補修等（保安基準に適合しない補修等） [4-4] | 50 |
| 4 製作年月日 [4-5] | 53 |
| 5 受検車両と書面の同一性の確認 [4-9] | 55 |
| 6 自動車登録番号標等の表示位置及び方法 | 56 |
| 7 特種用途自動車の審査 [4-16] | 60 |
| 8 貨物自動車の審査 [4-17] | 63 |
| 9 破壊試験 [第1条の3/4-18] | 66 |

第3章 構造及び装置等に関する規定

第1節 自動車の構造

| | |
|-----------------------|----|
| 1 長さ、幅及び高さ [第2条/7-2] | 69 |
| 2 最低地上高 [第3条/7-3] | 72 |
| 3 車両総重量 [第4条/7-4] | 77 |
| 4 軸重及び輪荷重 [第4条の2/7-5] | 78 |
| 5 安定性 [第5条/7-6] | 81 |
| 6 最小回転半径 [第6条/7-7] | 82 |
| 7 接地部及び接地圧 [第7条/7-8] | 84 |

第2節 原動機・シャシ関係

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 原動機及び動力伝達装置 [第8条/7-9] | 85 |
| 2 速度抑制装置 [第8条/7-10] | 86 |
| 3 走行装置 [第9条/7-11] | 91 |
| 4 操縦装置 [第10条/7-12] | 95 |
| 5 かじ取装置 [第11条/7-13] | 99 |
| 6 施錠装置等 [第11条の2/7-14] | 101 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 7 制動装置 [第12条/7-15・16・18] | 102 |
| 8 緩衝装置 [第14条/7-22] | 105 |
| 9 燃料装置 [第15条/7-23] | 106 |
| 10 発生炉ガス燃料装置 [第16条/7-24] | 109 |
| 11 電気装置 [第17条の2/7-26] | 110 |

第3節 車体関係

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 車枠及び車体 [第18条/7-28] | 111 |
| 2 衝突時の保護性能 [第18条/7-29～34] | 126 |
| 3 車体表示 [第18条/7-35] | 126 |
| 4 巻込防止装置 [第18条の2/7-36] | 128 |
| 5 突入防止装置 [第18条の2/7-37] | 135 |
| 6 前部潜り込み防止装置 [第18条の2/7-38] | 136 |
| 7 連結装置 [第19条/7-39] | 137 |

第4節 乗車・積載装置関係

| | |
|--|-----|
| 1 乗車装置 [第20条/7-40] | 138 |
| 2 運転者席 [第21条/7-41] | 140 |
| 3 座席 [第22条/7-42] | 144 |
| 4 補助座席定員 [第22条の2/7-43] | 151 |
| 5 座席ベルト等 [第22条の3/7-44] | 151 |
| 6 座席ベルト非装着時警報装置 [第22条の3/7-45] | 155 |
| 7 頭部後傾抑止装置等（ヘッドレスト） [第22条の4/7-46] | 155 |
| 8 年少者用補助乗車装置等 [第22条の5/7-47] | 158 |
| 9 通路 [第23条/7-48] | 159 |
| 10 立席 [第24条/7-49] | 162 |
| 11 乗降口 [第25条/7-50] | 163 |
| 12 非常口 [第26条/7-51] | 167 |
| 13 物品積載装置 [第27条/7-52] | 170 |
| 14 窓ガラス [第29条/7-54] | 172 |
| 15 窓ガラス貼付物等 [第29条/7-55] | 175 |

第5節 騒音・排出ガス関係

| | |
|--|-----|
| 1 騒音防止装置 [第30条/7-56] | 184 |
| 2 排出ガス発散防止装置（性能） [第31条/7-57・58] | 185 |

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 3 | 排出ガス発散防止装置（機能維持） [第31条/7-59] | 185 |
| 4 | ブローバイ・ガス還元装置 [第31条/7-60] | 189 |
| 5 | 燃料蒸発ガス発散防止装置 [第31条/7-61] | 191 |
| 6 | 冷房装置の導管等 [第31条/7-62] | 192 |
| 7 | 排気管 [第31条/7-63] | 192 |
| 8 | 窒素酸化物排出自動車等の特例 [第31条の2/7-64] | 193 |

第6節 灯火等関係

| | | |
|----|---------------------------------------|-----|
| 1 | 灯火等の性能と取付に関する共通基準 [第32～41条の5/7-65～95] | 208 |
| 2 | 走行用前照灯 [第32条/7-65] | 210 |
| 3 | すれ違い用前照灯 [第32条/7-66] | 211 |
| 4 | 前照灯照射方向調節装置 [第32条/7-68] | 212 |
| 5 | 前照灯洗浄器 [第32条/7-69] | 213 |
| 6 | 前部霧灯 [第33条/7-70] | 214 |
| 7 | 前部霧灯照射方向調節装置 [第33条/7-71] | 216 |
| 8 | 側方照射灯 [第33条の2/7-72] | 217 |
| 9 | 低速走行時側方照射灯 [第33条の3/7-73] | 218 |
| 10 | 車幅灯 [第34条/7-74] | 221 |
| 11 | 前部上側端灯 [第34条の2/7-75] | 224 |
| 12 | 前部反射器 [第35条/7-77] | 226 |
| 13 | 側方灯 [第35条の2/7-78] | 227 |
| 14 | 側方反射器 [第35条の2/7-79] | 229 |
| 15 | 番号灯 [第36条/7-80] | 232 |
| 16 | 尾灯 [第37条/7-81] | 233 |
| 17 | 後部霧灯 [第37条の2/7-82] | 236 |
| 18 | 駐車灯 [第37条の3/7-83] | 237 |
| 19 | 後部上側端灯 [第37条の4/7-84] | 240 |
| 20 | 後部反射器 [第38条/7-85] | 243 |
| 21 | 大型後部反射器 [第38条の2/7-86] | 244 |
| 22 | 制動灯 [第39条/7-88] | 246 |
| 23 | 補助制動灯 [第39条の2/7-89] | 249 |
| 24 | 後退灯 [第40条/7-90] | 250 |
| 25 | 方向指示器 [第41条/7-91] | 252 |
| 26 | 補助方向指示器 [第41条の2/7-92] | 263 |
| 27 | 非常点滅表示灯 [第41条の3/7-93] | 265 |

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 28 | その他の灯火等の制限 [第42条/7-96] | 267 |
| 29 | 路肩灯 | 272 |
| 30 | 灯火の光度測定例 | 274 |
| 31 | 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 [別添13] | 275 |

第7節 警音器・後写鏡・速度計他 関係

| | | |
|----|--|-----|
| 1 | 警音器 [第43条/7-97] | 287 |
| 2 | 非常信号用具 [第43条の2/7-98] | 289 |
| 3 | 警告反射板 [第43条の3/7-99] | 290 |
| 4 | 停止表示機材 [第43条の4/7-100] | 290 |
| 5 | 盗難発生警報装置 [第43条の5/7-101] | 290 |
| 6 | 後写鏡 [第44条/7-106] | 291 |
| 7 | 直前及び側方の視界 [第44条/7-107] | 296 |
| 8 | 窓ふき器等 [第45条/7-109] | 298 |
| 9 | 速度計等 [第46条/7-110] | 300 |
| 10 | 消火器 [第47条/7-111] | 301 |
| 11 | 内圧容器及びその附属装置 [第47条の2/7-112] | 306 |
| 12 | 運行記録計 [第48条の2/7-114] | 308 |
| 13 | 速度表示装置 [第48条の3/7-115] | 308 |
| 14 | 自主防犯活動用自動車 [第49条の3/7-118] | 310 |
| 15 | 旅客自動車運送事業用自動車 [第50条/7-119] | 311 |
| | ▪ ワンマンバスの構造要件 (平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用) [別添15] | 315 |
| 16 | 乗車定員 [第53条/7-123] | 320 |
| 17 | 最大積載量 [第53条/7-124] | 323 |
| 18 | 臨時乗車定員 [第54条/7-125] | 324 |
| 19 | 基準の緩和 [第55条] | 325 |

第4章 テスタ等による機能維持確認

| | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 適用 [9-1] | 327 |
| 2 | かじ取車輪の整列状態 (サイドスリップ・テスト) [9-2] | 327 |
| 3 | 制動装置の性能及び制動能力 (ブレーキ・テスト) [9-3] | 328 |
| 4 | 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器) [9-4] | 331 |
| 5 | 自動車が発する騒音の大きさ (騒音計等) [9-5] | 332 |
| | ▪ 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時) [別添9] | 337 |

| | |
|---|-----|
| 6 自動車から排出される CO・HC の濃度 (一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器) [9-6] | 341 |
| 7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器) [9-7] | 344 |
| ▪ 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法 [別添 11] | 344 |
| ▪ 無負荷急加速黒煙の測定方法 [別添 12] | 348 |
| 8 前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機) [9-8・9] | 350 |
| 9 灯火器の灯光の色 (色度座標測定器) [9-11] | 354 |
| ▪ 測定機器による灯光の色の測定方法 [別添 13] | 355 |
| 10 警音器の音の大きさ (騒音計等) [9-12] | 361 |
| 11 速度計の指度の誤差 (速度計試験機) [9-13] | 364 |

第5章 関係法令

| | |
|--|-----|
| 1 自動車検査場における秩序維持等 [審査規程 4-1] | 365 |
| 2 自動車検査時の書面の提出または提示 [審査規程 4-12] | 368 |
| 3 自動車検査証等の記載・記録事項 [実施要領 3-4] | 371 |
| 4 用途区分通達 [通達] | 378 |
| 5 関東 1 都 3 県 PM 排出規制 [条例] | 381 |
| 6 兵庫県 NO _x ・PM 排出規制 [条例] | 383 |
| 7 排出ガス規制の識別記号 [通達] | 384 |
| 8 保適が交付できる中古新規&予備検査 [車両法第 94 条の 5] | 399 |
| 9 自動車の種別 [車両法第 3 条] | 400 |
| 10 特定整備事業の対象自動車 [車両法第 77 条] | 401 |
| 11 点検基準と検査証有効期間 [車両法第 48-61 条] | 402 |
| 12 シビアコンディションの判定例 [指定規則第 6 条] | 405 |

第6章 技術情報

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 ロードインデックスに対応する負荷能力 | 406 |
| 2 ロードインデックスが示されていないタイヤ (負荷能力) | 407 |
| 3 タイヤの適用リム | 410 |
| 索引 | 422 |

25

方向指示器

▷保安基準第 41 条、審査規程 7 - 91、細目告示第 215 条

■装備要件

◎自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

◇前後 30m

①自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。

◇後面の両側

②自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、この限りでない。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6 m 以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、この限りでない。

※昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、この②の基準は適用しない。

◇両側面

③自動車の両側面には、方向指示器を備えること。

ただし、大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6 m 以上の自動車の両側面には、方向指示器を備えること。

ただし、大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く。

※昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、この③の基準は適用しない。

◇大型貨物自動車等

④大型貨物自動車等には、両側面の前部及び中央部に方向指示器を備えること。

※昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、この④の基準は適用しない。

[適用関係の整理：装備要件] * 網掛け部に該当する場合要装備となる。

| 基準 | 装備箇所 | 区分 | 製作年月日 | |
|----|---|-----------|------------|------------|
| ① | 車両中心線上の前・後 30m から指示部が見通すことのできる位置に左右 1 個ずつ | — | 全年式必要 | |
| ② | 後面の両側 | 幅 0.8m 以下 | — | |
| ③ | 両側面 | 長さ 6 m 未満 | ～ S44.9.30 | S44.10.1 ～ |
| | | 長さ 6 m 以上 | ～ S35.3.31 | S35.4.1 ～ |
| ④ | 大型貨物自動車等の両側面の前部及び中央部 | — | ～ S35.3.31 | S35.4.1 ～ |

■性能要件

視認等による審査

◎方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

◇点灯確認距離

①方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m の距離から昼間において点灯を確認できるものであること。

この場合において、前項③又は④（両側面の中央部に備える方向指示器を除く）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m の距離から昼間において点灯を確認できるものであること。

※昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。

◇点灯確認距離の基準に適合するもの（光源と指示部の大きさ）

②次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、上記「点灯確認距離」の基準に適合するものとする。

[点灯確認距離の基準に適合する方向指示器]

| 方向指示器の種類 | 自動車の種類 | 要件 | |
|---|---------------|---------|----------------------------|
| | | 光源の W 数 | 指示部の面積 |
| 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器※ 1 | 長さ 6 m 以上の自動車 | 15W 以上 | 40cm ² 以上 (注 1) |
| | その他 | 15W 以上 | 20cm ² 以上 (注 1) |
| 自動車の両側面に備える方向指示器 (大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く) | 長さ 6 m 以上の自動車 | 3 W 以上 | 20cm ² 以上 (注 2) |
| | その他※ 2 | 3 W 以上 | 10cm ² 以上 (注 2) |
| 大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器 | | 15W 以上 | 40cm ² 以上 (注 2) |

※ 1 : 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、長さにかかわらず 15W 以上、20cm² 以上 (注 1) であればよい。

※ 2 : 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6 m 以上の自動車の両側面に方向指示器の装備要件があるため、その他の欄の規定は適用されない。

注 1 : 各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

注 2 : 各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、各指示部の車両中心線上の鉛直面 (専ら後側方に対し表示するためのものにあつては、車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる後側方の鉛直面) への投影面積をいう。

注 3 : 不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

◇灯光の色

③方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

※昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車の方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。

この場合において、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く）については赤色とすることができる。

◇見通範囲（後面のもの）

④方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

ただし、三輪自動車を除く。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」の規定により審査したときに、対象となる指示部のうち、少なくとも②に規定する指示部の面積を有する部分を見通せることをいう。

| 方向指示器の種別 | 範囲 |
|-----------------|-----------------------------|
| 自動車の後面に備える方向指示器 | 後方 10m の距離における地上 2.5m までの範囲 |

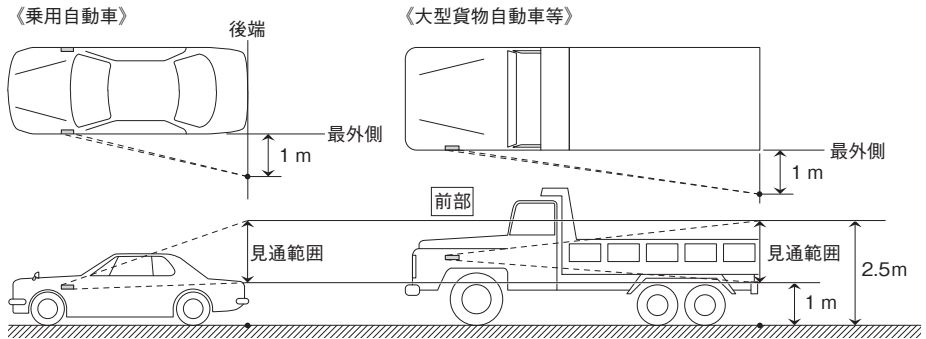
※昭和 35 年 3 月 3 日以前に製作された自動車については、この見通範囲（後面のもの）の規定は適用しない。

◇見通範囲（両側面のもの）

⑤自動車の両側面に備える方向指示器は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ただし、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。

- 自動車（大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方 1m の距離に相当する点における地上 1m から 2.5m までの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。
- 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方 1m の距離に相当する点における地上 1m から 2.5m までの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。



※中央部に備えるものは取付要件において規定されている

【方向指示器の見通範囲】

[適用関係の整理：見通範囲（両側面のもの）]

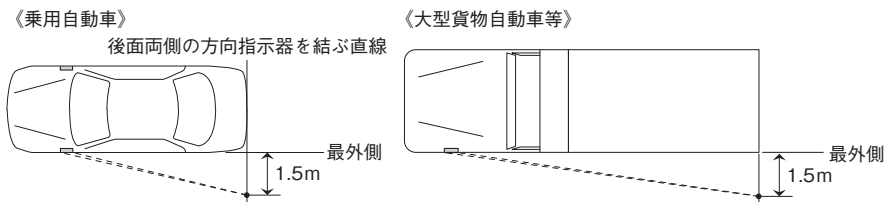
※昭和 35 年 3 月 3 日以前に製作された自動車については、この見通範囲（両側面のもの）の規定は適用しない。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車の両側面に備える方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

| 方向指示器の種別 | 位置 |
|---|---|
| 次欄に掲げる自動車及び三輪自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る）以外の自動車の両側面に備える方向指示器 ただし、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く | 自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置 |
| 次の①から④までに掲げる自動車（長さ 6 m 以下のものを除く）並びに⑤及び⑥に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 ただし、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く | 自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置 |

- | | |
|--|--|
| ①乗車定員 10 人以上の乗用自動車 ②乗車定員 10 人以上の乗用自動車の形状に類する自動車 ③貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車 ④自動車であって車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車の形状に類する自動車 ⑤車両総重量 3.5 トンを超える貨物自動車 ⑥車両総重量 3.5 トンを超える貨物自動車の形状に類する自動車 | |
|--|--|

★編注：上表を要約すると、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除き、自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置から自動車の両側面に備える方向指示器の指示部を見通すことができるものであることが求められる。



【方向指示器の見通範囲の確認位置】

テスト等による審査

◎橙色もしくは赤色の灯光の色について、視認により橙色もしくは赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色もしくは赤色として定められた範囲内にあるものは、橙色もしくは赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

.....

■取付要件

◎方向指示器は、性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

◇点滅周期

①方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

※昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車の方向指示器については、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。

ただし、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

- 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
- 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。

◇左右対称

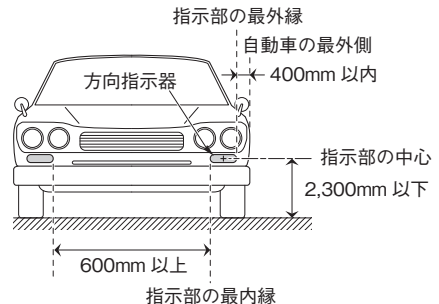
②方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

この場合において、方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、車体の外形が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

◇左右の位置及び高さ

③前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm^{*1}以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるものの指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。



【方向指示器の取付位置】

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあつては、この限りでない。

*¹幅が 1.3m 未満の自動車にあつては、400mm 以上

④方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。

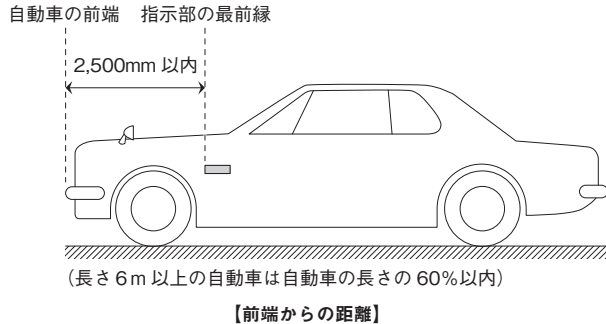
◇前端からの距離（大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く）

⑤大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm 以内となるように取付けられていること。

この場合において、長さ 6m 以上の自動車にあつては自動車の長さの 60% 以内となるように取付けられていること。

※昭和 35 年 3 月 3 日以前に製作された自動車については、この規定は適用しない。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6m 以上の自動車の両側面に方向指示器の装備要件があり、自動車の長さの 60% 以内となるように取付けられていること。



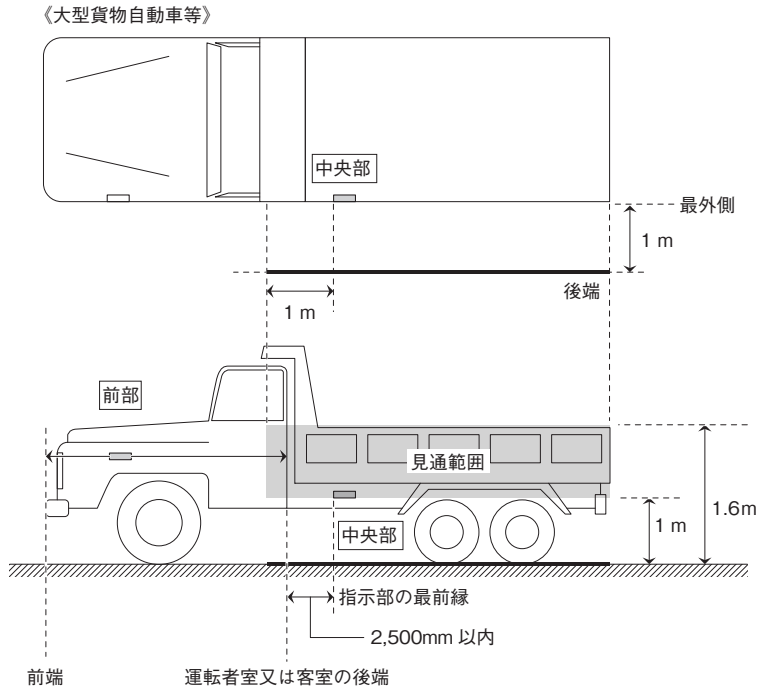
◇前後の位置及び見通範囲（大型貨物自動車等）

⑥大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。

※昭和 35 年 3 月 3 日以前に製作された自動車については、この⑥の規定は適用しない。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6m 以上のものに限り、両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さの 60% 以内にと付けられていること。

- ⑦大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2,500mm 以内となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1 m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1 m から自動車の後端までに相当する点における地上 1 m から 1.6m までの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。



【方向指示器の前後の位置及び見通範囲】

※昭和 35 年 3 月 3 日以前に製作された自動車については、この⑦の規定は適用しない。

◇点灯操作

- ⑧運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑨自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

※昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、点滅する構造）とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器を除く）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

.....

■腕木式方向指示器

※昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、上記性能要件及び取付要件の規定にかかわらず次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えていればよい。

ただし、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

性能要件

◇大きさ

①指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm^{*1}以上の剣形又は矢形であること。

^{*1}長さ 6 m 以上の自動車にあっては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm 以上の剣形又は矢形であること。

ただし、後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。

◇確認距離

②方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

◇夜間の確認

③指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

◇表示部の色

④指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

※昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

取付要件

◇水平及び格納

①指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

◇取付高さ

②取付位置は、地上 2,300mm 以下であること。

◇前端からの距離（大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く）

③大型貨物自動車等及び幅 0.8m 以下の自動車を除く自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm 以内となるように取付けられていること。

この場合において、長さ 6m 以上の自動車にあっては自動車の長さの 60% 以内となるように取付けられていること。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、長さ 6m 以上の自動車の両側面に方向指示器の装備要件があり、自動車の長さの 60% 以内となるように取付けられていること。

◇前後の位置（大型貨物自動車等）

④大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。

※昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された大型貨物自動車等については、長さ 6m 以上のものに限り、両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さの 60% 以内に取付けられていること。

◇点灯操作

⑤運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

.....
■灯火式方向指示器

◎昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車には、上記性能要件及び取付要件の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。

性能要件

◇大きさ

- ①指示部は、長さ 80mm 以上、最大幅 40mm 以上の赤色又は橙色の矢形であること。
- ②方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。

取付要件

◇間隔

- ①方向指示器は、自動車の幅の 50% 以上の間隔を有するものであること。

◇左右対称

- ②方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

なお、方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、車体の外形が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

- ③自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。
- ④運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

26

補助方向指示器

▷保安基準第 41 条の 2、審査規程 7 - 92、細目告示第 216 条

■**装備要件**

- ◎自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。

自動車検査ハンドブック ～昭和編～

令和5年9月

■発行日 令和5年9月1日

■定 価 3,740 円 (税込)
送料 400 円

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5731 (編集)
5745 (販売)
FAX 03-3837-5740